

厚生労働省山口労働局発表
平成23年4月8日(金)

担 当	厚生労働省山口労働局職業安定部	
	職業安定課長	坂井 達雄
	職業対策課長	礒部 一男
	電 話	083-995-0380

震災被災者に対する特別相談窓口を設置しました。

東北地方太平洋沖地震により休業を余儀なくされている事業主や労働者の方を対象に、雇用保険の特例措置及び雇用調整助成金の利用等に関する相談窓口を設置することにより被災者を支援します。

厚生労働省では、東北地方太平洋沖地震に係る当面の緊急雇用対策として、被災地以外の地域においても、震災被災者の支援を実施することとしました。

このため、県下全てのハローワークに「**震災特別相談窓口**」(別添1参照)を設置するとともに、震災により休業を余儀なくされている事業主・労働者の方に対して、以下の支援を実施することとしました。

- ① 事業所が直接的な震災被害を受けたことにより休業した場合や、一時的に離職を余儀なくされたことにより、賃金が支払われない労働者の方には、特例的に雇用保険の失業給付を支給します。(別添2参照)
- ② 震災に伴う経済上の理由で休業を余儀なくされ、休業させている労働者に対し、その休業についての手当を支払う場合、雇用調整助成金を支給します。(別添3参照)
- ③ 被災求職者を積極的に雇い入れる求人の確保に努めるとともに、被災求職者への情報提供を行っています。
- ④ 雇用促進住宅を管理・運営している財団法人雇用振興協会との連携を密にし、緊急避難のための一時入居先として雇用促進住宅を提供できるよう情報提供を行っています。
- ⑤ 新卒応援ハローワークに「**学生等震災特別相談窓口**」を設置し、学生・生徒等及び事業主に対し、内定取消しに係る相談や就職支援等きめ細かな支援を行います。